

高根沢町ドローン水稲共同一斉防除安全対策

ドローン利用技術指針並びにドローンの運用要領を遵守し、危被害防止及び飛散防止に努めます。

1 通行人・通行車両等に対する危害防止

- (1) ドローン1機につき、監視誘導員を1～2名配置し通行人及び通行車両の監視誘導を行います。
- (2) 水稲作付地以外は飛行しません。

2 散布圃場周辺作物に対しての飛散防止

- (1) ポジティブリスト制度対策として、水稲以外の作物への飛散防止については、的確な農薬散布飛行をすることによって飛散防止に努めます。
(風速毎秒3メートル以下での散布等)
- (2) 圃場周辺の状況により条件が悪いところでは、散布を中止する場合があります。

3 地域住民への周知

- (1) 農家への周知（日程・注意事項等）
- (2) 新聞チラシ（日程・注意事項等）※新聞折込日：令和7年7月13日（日）
- (3) 町ホームページ等への掲載（日程・注意事項等）

4 関係機関等への周知

学校、子供会育成会、病院・医院、自動車販売店、老人ホーム、牧場、新聞販売店、養蜂家、企業等

5 その他

（日程変更の周知方法）

関係農事組合に連絡する他、防災無線、町ホームページを利用して周知します。